

業務委託契約書(Web記事執筆)

委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、乙が甲の依頼に基づきWeb記事の執筆業務を行うことについて、以下のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(業務の委託)

甲は乙に対し、Web記事の執筆業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(業務内容の詳細)

- 本業務の詳細は、甲が指定するテーマ、キーワード、文字数、納品形式等に基づくものとする。
- 甲は、業務開始前に乙に対し、業務遂行に必要な情報や資料を提供するものとする。

第3条(業務委託料および支払条件)

- 甲は乙に対し、1記事あたり15,000円(消費税別)を業務委託料として支払う。
- 乙は、納品物の検収完了後、甲に対して請求書を提出するものとし、甲は請求書受領後7日以内に指定口座へ振込により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第4条(納品および検収)

- 乙は、甲が指定する納期までに納品物を提出するものとする。
- 甲は、納品物受領後7日以内に検収を行い、合否を乙に通知する。
- 検収において不合格とされた場合、乙は無償で修正または再納品を行うものとする。
- 甲が検収期間内に合否の通知を行わない場合、納品物は合格とみなす。

第5条（業務遂行のプロセス）

- 乙は、業務開始前に記事の構成案（目次）を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。
- 甲は、構成案に対し、合理的な期間内に承認または修正指示を行う。
- 乙は、承認された構成案に基づき執筆を行い、納品物を作成する。
- 納品後の大幅な構成変更は、原則として行わないものとする。

第6条（著作権および知的財産権）

- 納品物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、納品時点で甲に帰属する。
- ただし、乙または第三者が既に保有する著作物を引用または転載する場合、その著作権は従前の権利者に留保されるものとし、乙は甲に対し、当該部分の使用について無償かつ非独占的な利用許諾を与える。
- 乙は、納品物に関して著作者人格権を行使しないものとする。

第7条（再委託の禁止）

- 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- 前項ただし書に関わらず、乙は再委託先の行為について全責任を負うものとし、再委託先の行為により甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償する責任を負う。

第8条（契約不適合責任）

乙は、納品物が本契約の内容に適合しない場合、甲の指示に従い、無償で修正または再納品を行うものとする。

第9条（納品物の所有権）

納品物の所有権は、納品および検収完了時に甲に移転するものとする。

第10条（知的財産権の侵害）

乙は、納品物が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証し、万一侵害があった場合、乙の責任と費用において解決するものとする。

第11条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、契約期間中および契約終了後も第三者に漏洩してはならない。

第12条（個人情報情報の取扱い）

乙は、業務遂行において取得した個人情報情報を、個人情報保護法その他の関連法令に従い、適切に取り扱うものとする。

第13条（報告義務）

乙は、甲の求めに応じて、業務の進捗状況を報告するものとする。

第14条（遅延損害金）

甲が業務委託料の支払を遅延した場合、乙は、年率14.6%の遅延損害金を請求することができる。

第15条（契約の解除）

- 甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにも関わらず是正されない場合、本契約を解除することができる。

2. 甲または乙は、相手方が破産、民事再生、会社更生手続き等の申立てを受けた場合、本契約を直ちに解除することができる。

第16条（契約終了時の措置）

本契約が終了した場合でも、甲および乙は、既に発生した債権債務については、契約終了後も履行するものとする。

第17条（地位の譲渡の禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第18条（存続条項）

本契約終了後も、第6条（著作権および知的財産権）、第7条（再委託の禁止）、第8条（契約不適合責任）、第10条（知的財産権の侵害）、第11条（秘密保持）、第12条（個人情報の取扱い）、第16条（契約終了時の措置）、本条の規定は有効に存続するものとする。

第19条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らが暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

第20条（準拠法および合意管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約条項に疑義が生じた場合には、甲乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として、書面2通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。